

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
市川三郷町は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
市川三郷町長

公表日
令和6年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、住民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税を賦課徴収、課税に必要な調査、課税総額と明細の確定を行っている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①課税・非課税の住民に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③所得及び控除の管理 ④課税標準額及び税額の算出 ⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥扶養関係情報の管理 ⑦各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書（納入書）及び課税明細書等の通知書の発行 ⑧各税目の証明書等の証明書の発行 ⑨税目ごとの口座登録、口座振替処理 ⑩滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑪督促状の発送 ⑫地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 ⑭各税目の課税情報の照会、回答 ⑮過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑯滞納管理、地方税法に基づく調査 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	個人住民税システム、確定申告支援システム、国税連携システム、eLTAXシステム 固定資産税システム 軽自動車税システム 宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム 団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル 資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル 軽自動車税情報ファイル 収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 【情報照会】 27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,24, 25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,43の4,44,47,49,50,51,54,55,58,59条 【情報照会】 20条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 055-272-1102
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 055-272-1104

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]